

京都市内飲食店等に対する営業時間短縮の要請に関する 第2期 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 支給要項

I 概要

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、京都府では、令和2年12月21日(月)から令和3年1月11日(月・祝)までの間、**京都市内**において酒類の提供を行う飲食店等(対象となる施設(以下「対象施設」という。))は、別表1を参照)に対し、営業時間の短縮(午前5時から午後9時までの間の営業)の要請(以下「時短要請」という。)を行いました。が、時短要請の期間を1月13日(水)まで延長しました。

対象施設を運営されている方で、延長期間の時短要請に協力いただいた**中小企業・団体及び個人事業主**の皆様に対して、「第2期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」(以下「第2期協力金」という。)を支給します。

※令和3年1月14日(木)から2月7日(日)までの緊急事態宣言に伴う時短要請に応じていただいた方は、「京都府緊急事態措置協力金」の対象となります。詳細は「京都府緊急事態措置協力金支給要項」を御確認ください。

II 支給要件

第2期協力金は、次の全ての要件を満たす者(以下「申請者」という。)に支給します。
なお、第2期協力金の支給は、時短要請を延長した期間(令和3年1月12日(火)～1月13日(水))において、対象となる1施設(店舗)につき1度です。(令和2年12月21日(月)～令和3年1月11日(月・祝)の時短要請に協力された方は、別途申請が必要です。)

	時短要請への対応		協力金の対象
	第1期 (12/21～1/11)	第2期 (1/12, 1/13)	
例1	○	○	第1期、第2期、 <u>それぞれで申請いただく必要があります。</u>
例2	○	×	第1期の支給要件を満たしていれば、第1期は支給対象です。
例3	×	○	<u>第2期のみ申請できます。</u> 申請の受付は令和3年2月8日(月)から3月1日(月)までです。

凡例 ○：全ての期間において時短要請に応じた

×：期間内において時短要請に応じていない日がある

- 1 京都市内において、時短要請の延長を行う以前（令和3年1月8日（金）以前）に午後9時から午前5時までの時間帯に営業を行っている対象施設を運営する中小企業・団体（範囲は別表2を参照）及び個人事業主であること。
- 2 対象施設に関して、必要な許認可等（別表3⑦を参照）を取得している者であること。
- 3 時短要請の延長期間（令和3年1月12日（火）午前0時から令和3年1月13日（水）午後12時まで）、定休日等の店休日を除く、全ての営業日において、連続して時短要請に応じた者であること。
※準備の都合等、特別な事情があり令和3年1月12日（火）から時短要請に応じることが困難な場合であっても、遅くとも令和3年1月13日（水）午前0時には時短要請に応じていただくことが必要です。

【例1】第1期から継続して1/13まで21時閉店										【例2】1/12は22時閉店、1/13は21時閉店															
時短要請					緊急事態措置					支給対象	時短要請					緊急事態措置					支給対象				
第1期		第2期									第1期		第2期												
...	10	11	12	13	14	15	...	2日	...	10	11	12	13	14	15	...	1日	...	10	11	12	13	14	15	...
...	日	月	火	水	木	金	日	月	火	水	木	金	日	月	火	水	木	金	...
...	○	○	○	○			○	○	×	○			○	○	×	○			...
営業時間	21時	21時	21時	21時					営業時間	21時	21時	22時	21時					営業時間	21時	21時	22時	22時			
【例3】1/12は21時閉店、1/13は22時閉店										【例4】1/12、1/13とも22時閉店															
時短要請					緊急事態措置					支給対象	時短要請					緊急事態措置					支給対象				
第1期		第2期									第1期		第2期												
...	10	11	12	13	14	15	...	0日	...	10	11	12	13	14	15	...	0日	...	10	11	12	13	14	15	...
...	日	月	火	水	木	金	日	月	火	水	木	金	日	月	火	水	木	金	...
...	○	○	○	×			○	○	×	×			○	○	×	×			...
営業時間	21時	21時	21時	22時					営業時間	21時	21時	22時	22時					営業時間	21時	21時	22時	22時			

【○】第1期、第2期の時短要請に応じた日、【×】21時以降も営業した日

- 4 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカーの交付を受けていること。同ステッカーの交付を受けていない場合は、次のいずれかのガイドラインに基づき感染防止対策を実施していること。
 - ・各業種別ガイドライン（内閣官房HP）
<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20201211>
 - ・京都府「感染拡大防止ガイドライン（例）（標準的対策）」（京都府HP）
http://www.pref.kyoto.jp/koho/corona/documents/guideline_rei_200907.pdf
 - ・より一層安心・安全な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言（ガイドライン）（京都市観光協会HP）
<https://www.kyokanko.or.jp/wp/wp-content/uploads/kansensyo-taisaku-guidelines.pdf>
- 5 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しない者であること。
また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していない者であること。

III 支給額

1 施設（店舗）につき、時短要請に応じた日数 × 4万円

※定休日等の店休日は、協力金の対象となる日数には含みません。

※遅くとも令和3年1月13日（水）午前0時には時短要請に応じていただくことが必要です。

IV 申請手続等

1 受付期間

令和3年2月8日（月）から令和3年3月1日（月）まで

2 申請方法

(1) WEB申請（できるだけ、WEB申請を御利用ください。）

パソコンやスマートフォンにより次のウェブサイトから申請してください。

<http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-kyoryokukin2.html>

なお、令和3年3月1日（月）23時59分までに申請を完了してください。申請が完了した場合は、登録したメールアドレス宛てに完了通知メールが届きますので、「@mail.jtb.com」ドメインからのメールが受信できるように設定してください。

※令和3年1月14日（木）から2月7日（日）までの緊急事態宣言に伴う時短要請の協力金も申請する場合、完了通知メールに記載されたURLアドレスから申請することにより、申請内容や添付書類の一部を省略できます。

(2) 郵送による申請

郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」又は「レターパックプラス」を用いて、下記宛て郵送してください。（第1期と宛先が異なりますのでご注意ください）

（宛先）〒603-8799 京都北郵便局留

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事務局

令和3年3月1日（月）までの消印有効

持参による受付、対面での説明は行いませんので御了承ください。

＜郵送申請に当たって＞

※複数の施設（店舗）を運営している申請者は、取組を行った施設（店舗）分を一括して申請してください。

※必ず「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で郵送してください。なお、郵送前には「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。

※申請書類の到着に関する電話でのお問合せにはお答えできませんので御了承ください。（郵便追跡サービス等を御利用ください。）

※令和3年1月14日（木）から2月7日（日）までの緊急事態宣言に伴う時短要請の協力金も申請する場合、同じレターパックに同封することにより、添付書類の一部を省略できます。詳細は「京都府緊急事態措置協力金支給要項」をご覧ください。

<注意事項>

※申請書類に不足や記載漏れ等の不備があった場合、また、申請書類の一部のみを提出された場合には、申請を受付できないため、全ての書類を事務局から返却します。返却後、必要な修正や不足している書類の追加を行った上で、全ての書類を再度、「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で受付期間内に郵送してください。申請書類が全て確認できれば、申請を受付します。

3 申請書類

別表3に定める申請書類を提出してください。申請書類の不足や不備等により返却する場合を除き、申請書類は一切返却しません。また、必要に応じて追加書類の提出及び申請内容の確認や説明を求めるために連絡することがあります。その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、申請を取り下げたものとみなします。

振込先の口座は、申請者ご本人名義の口座に限ります。法人の場合は、当該法人の口座に限ります。

4 支給の決定

申請書類の審査の結果、適正と認められるときは、第2期協力金の支給を決定し、指定口座に支払います。また、支給を決定したときは、後日、支給に関する通知を発送します。審査の結果、支給要件を満たさず、不支給とすることを決定したときは、不支給に関する通知を発送します。なお、支給に関する通知及び不支給に関する通知は再発行しません。

V その他

- 1 第2期協力金の支給決定後、支給要件に該当しない事実や申請書類の不正その他支給要件を満たさないことが発覚した場合は、京都府は第2期協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、京都府に第2期協力金を返還していただきます。**なお、時短営業の実施状況について、見回り等の調査を行っています。偽りその他の不正行為の内容が悪質であると判断した場合には、警察に情報提供の上、刑事告訴します。**
- 2 協力金支出事務の円滑・確実な執行を図るため、必要に応じて、京都府は、対象施設の取組に係る実施状況や対象施設の運営等の再開状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 3 時短要請の協力をされた事業者として、申請書に記載された施設名称（店舗名等）を京都府のホームページで御紹介させていただくことがあります。

VI 本協力金の申請手続きに関するお問い合わせ先

協力金コールセンター（新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事務局）

電話番号 075-365-7780（月～土 9:30～17:30 日・祝日は休み）

（別表1）対象施設一覧

	コード	施設の種類
1 接待を伴う飲食店 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号に該当する営業を行う施設	0101	キャバレー
	0102	ダンスホール
	0103	スナック
	0104	ラウンジ
	0105	ホストクラブ
	0106	キャバクラ
	0107	お茶屋（お座敷）
	0108	上記以外の接待を伴う飲食店
	2 酒類を提供する飲食店等 ※食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条に基づく営業許可を受けた施設	0201
0202		パブ
0203		サロン
0204		ナイトクラブ
0205		ディスコ
0206		酒類の提供を行うカラオケ店等
0207		居酒屋
0208		ビアホール
0209		焼き鳥屋
0210		焼き肉屋
0211		酒類の提供を行うレストラン
0212		酒類の提供を行うカフェ
0213		酒類の提供を行うラーメン屋
0214		上記以外の酒類の提供を行う飲食店

（別表2）中小企業・団体の範囲

1 中小企業 ①株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社 （いずれかの要件を満たす者） ※資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下 ※常時使用する従業員の数が50人以下 ②企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合 ただし、次のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は対象外です。 ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が有している中小企業 イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が有している中小企業 ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
2 団体 （常時使用する従業員の数が100人以下の者に限る。） 一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、宗教法人、 社会福祉法人、農事組合法人、NPO法人等

（別表3）申請書類一覧

書 類	
提 書 出 類	① 第2期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請書（様式1、様式1-1）
	② 誓約書（様式2）
	③ 支払口座振替依頼書（様式3）
申 添 請 付 者 書 に 類 関 す る	④ 口座番号と口座名義（カタカナ）が確認できる資料の写し（通帳の表紙裏など）
	⑤ 本人確認書類の写し 【法人】法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等（いずれか一つ） 【個人】運転免許証、パスポート、保険証等（いずれか一つ） ※運転免許証など裏面に住所変更等の記載がある場合は、裏面の写しも提出してください。
施 設 に 関 す る 添 付 書 類	⑥ 直近の確定申告書の写し 【法人】直近の事業年度の「法人税確定申告書別表一（一）」 【個人】令和元年（2019年）分の「確定申告書B第一表」 ※申告したことが確認できるもの（税務署の受付印や、電子申告の受信通知などがあるもの）に限ります。 ※設立後決算期や申告時期を迎えていない場合は、個人事業の開業・廃業等届出書（写し）又は法人設立届出書（写し）を提出してください。
	⑦ 業種に係る営業に必要な許認可等を取得していることが分かる書類の写し ※別表1「1 接待を伴う飲食店」は風俗営業許可証、「2 酒類を提供する飲食店等」は飲食店営業許可証を提出してください。
	⑧ 施設（店舗）の外観（屋号が分かるもの）の写真 ※新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカーの交付を受けている施設（店舗）は、ステッカーが写り込むように撮影してください。
	⑨ 施設（店舗）の内観（店内の様子が分かるもの）の写真
	⑩ 直近の月締め帳簿（令和2年11、12月、令和3年1月のいずれかの月分） ※1ヶ月間の売上状況が確認できる資料（試算表、売上台帳、出納帳等）
	⑪ 通常午後9時以降も営業していたことが分かる資料の写し（看板、ホームページ、チラシ等）
	⑫ 時短要請に応じたことが分かる資料の写し（貼り紙、ホームページ等）
	⑬ 酒類を提供していることが分かる資料の写し（メニュー、酒類の納品書等） ※別表1「2 酒類を提供する飲食店等」に該当する施設（店舗）の場合のみ提出してください。
	⑭ 理由書（様式4） ※前年と定休日等の店休日異なる場合のみ提出してください。

【注】WEB申請の場合、添付書類はスマートフォン等で撮影した写真データも可とします。

【注】複数の施設（店舗）を申請する場合は、店舗ごとに⑦～⑭の書類をまとめて提出してください。

【注意】時短営業の実施状況について、見回り等の調査を行っています。偽りその他の不正行為の内容が悪質であると判断した場合には、警察に情報提供の上、刑事告訴します。

第2期協力金・要件確認フローチャート

京都市内の「接待を伴う飲食店」又は「酒類を提供する飲食店等」を運営している中小企業・団体、個人事業主ですか？

はい

飲食店営業や風俗営業など、営業に必要な許認可等
を取得していますか？

いいえ

はい

「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推
進宣言事業所ステッカー」の交付を受けています
か？または、業種別ガイドライン等に基づき感染防
止に取り組んでいますか？

いいえ

いいえ

はい

要請日（令和3年1月8日）以前から営業していま
したか？

いいえ

はい

酒類を提供する飲食店等で、要請日（1月8日※）以前
は、21時～翌朝5時までの時間帯に営業していまし
たか？（※12/21～1/11の時短要請に応じた方はその期間以前）

いいえ

はい

1月12日及び1月13日の両方、又は1月1
3日に京都府の要請に応じ営業時間を5時～2
1時までの時間帯に短縮又は休業しましたか？

いいえ

はい

協力金の申請が可能

**協力金の対象外
(申請できません)**

申請内容（添付書類を含む）を審査の上、適正と認められる場合、協力金を支給いたします。

※ 要件確認の簡易版ですので、申請の際は必ず「支給要項」をご確認ください。

＜1/12～1/13延長実施分／対象区域：京都市＞

記入例

第2期 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請書

様式1

京都府知事 西脇 隆俊 様

(申請日) 令和3年 2月 8日

※受付番号は、記入しないでください。

申請者についての情報	申請区分	1: 中小企業・団体 2: 個人事業主 ※いずれかに○			受付番号 ※	
	フリガナ	カブシキガイシャキョウトサンギョウ				
	法人名	株式会社きょうと産業				
	フリガナ	キョウト タロウ				
	【法人】代表者役職・氏名 【個人】氏名	代表者・個人性別	M: 男 F: 女	代表者・個人生年月日	S: 昭和 H: 平成 35 年 2 月 1 日	
	【法人】所在地 【個人】自宅住所	〒 602-8570 ※番地や建物名まで記載してください。 京都 都道府県 京都 市区町村 上京区下立売通新町西入藪ノ内町85-3 府庁ビル3階				
	電話番号	075-000-△△△△			日中に連絡がつく番号を記入してください。	
	担当者名	京都 一郎	担当者電話番号	075-0000-□□□□		
	連絡先メールアドレス	000@△△△.co.jp				
	常時使用する従業員数(人)	25	資本金(円) ※	1,000万	法人番号 ※	999999999999

※資本金及び法人番号は、申請者が法人の場合に記入してください。

申請する店舗数 1

施設についての情報

1	<input checked="" type="checkbox"/>	本施設は、第1期(令和2年12月21日～令和3年1月11日)時短要請の協力店舗である。	営業許可証の上部に記載されている記号・番号を記入してください。
	<input type="checkbox"/>	本施設は、第1期(令和2年12月21日～令和3年1月11日)時短要請の協力店舗でない。	
	フリガナ	レストランキョウト	許可証上部の番号を記載
	施設名称(店舗名等)	レストラン京都	営業許可番号 京保セ第0000号
	施設の種類(別表1から記入)	コード 0 2 1 1	施設の種類(具体的に記載してください) 酒類の提供を行うレストラン
	所在地	〒 604-0000 ※番地や建物名まで記載してください。 京都市 中京 区 〇〇町〇—〇 京都ビル2階	
	通常の営業時間	17:00 ~ 23:00 ⇒	①時間短縮する場合の営業時間 17:00 ~ 21:00 ②終日休業する場合は✓
	<通常の営業日> ※前年の実績		<時短対応した期間>
	2020年1月 12月 13日 14日 15日 16日 17日 18日 日 月 火 水 木 金 土 ○ ○ ○ 定 ○ ○ ○		2021年1月 12日 13日 火 水 ○ 定 1 日
	※1月12日(火)午前0時から1月13日(水)午後12時までの間、定休日等の店休日を除く全ての営業日において、連続して時短要請に応じていただく必要があります。 準備の都合等特別な事情があり、1月12日(火)から時短要請に応じることが困難な場合は、その事情を以下の記載欄に記載してください。その場合も、遅くとも1月13日(木)午前0時から時短要請に応じていただかなければ対象になりません。		
記載欄	<1月12日から取り組むことができなかった場合は、その事情について記載してください。>		

申請額(1店舗当たり)	(日額) 4万円	(時短対応した日数) × 1 日 =	4 万円
-------------	----------	--------------------	------

【注】2施設(店舗)以上申請する場合は、別紙「様式1-1」を使用し、各施設(店舗)に関する情報を記入し、添付してください。

第2期 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請書

様式1

京都府知事 西脇 隆俊 様

(申請日) 令和3年 月 日

※受付番号は、記入しないでください。

申請者についての情報	申請区分	1: 中小企業・団体 2: 個人事業主 ※いずれかに○				受付番号 ※	
	フリガナ						
	法人名						
	フリガナ					S: 昭和 H: 平成	
	【法人】代表者役職・氏名 【個人】氏名	代表者・個人性別	M: 男 F: 女	代表者・個人生年月日	年	月	日
	【法人】所在地 【個人】自宅住所	〒 ※番地や建物名まで記載してください。					
	電話番号						
	担当者名			担当者電話番号			
	連絡先メールアドレス						
	常時使用する従業員数(人)		資本金(円) ※		法人番号 ※		
※資本金及び法人番号は、申請者が法人の場合に記入してください。							
申請する店舗数							

施設についての情報

1	<input type="checkbox"/>	本施設は、第1期(令和2年12月21日～令和3年1月11日)時短要請の協力金に申請済みです。					
	<input type="checkbox"/>	本施設は、第1期(令和2年12月21日～令和3年1月11日)時短要請の協力金への申請を行っていません。					
	フリガナ					許可証上部の番号を記載	
	施設名称(店舗名等)				営業許可番号		
	施設の種類の種類(別表1から記入)	コード			施設の種類の種類(具体的に記載してください)		
	所在地	〒 ※番地や建物名まで記載してください。					
		京都市 区					
	通常の営業時間	:	~	:	⇒	①時間短縮する場合の営業時間	: ~ :
	＜通常の営業日＞ ※前年の実績				＜時短対応した期間＞		
	2020年1月				2021年1月		
12月	13日	14日	15日	16日	17日	18日	
日	月	火	水	木	金	土	
営業日に「○」、定休日等の店休日				⇒			
日に「定」を記入してください。				時短対応した日数			
				→時短要請に応じた日(終日休業した日も含む)に「○」、定休日等の店休日に「定」を記入してください。(もともと21時まで閉店する日は空欄)			
				※前年と定休日等の店休日異なる場合には、理由書(様式4)を提出してください。			
※1月12日(火)午前0時から1月13日(水)午後12時までの間、定休日等の店休日を除く全ての営業日において、連続して時短要請に応じていただく必要があります。							
準備の都合等特別な事情があり、1月12日(火)から時短要請に応じることが困難な場合は、その事情を以下の記載欄に記載してください。その場合も、遅くとも1月13日(木)午前0時から時短要請に応じていただかなければ対象になりません。							
記載欄							

申請額(1店舗当たり)	(日額)	(時短対応した日数)			
	4万円	×	日	=	万円

【注】2施設(店舗)以上申請する場合は、別紙「様式1-1」を使用し、各施設(店舗)に関する情報を記入し、添付してください。

法人名又は 個人事業主氏名	
------------------	--

様式1-1

※2店舗以上ある場合は、この用紙を使用してください。

施設についての情報														
2	<input type="checkbox"/> 本施設は、第1期(令和2年12月21日～令和3年1月11日)時短要請の協力金に申請済みです。													
	<input type="checkbox"/> 本施設は、第1期(令和2年12月21日～令和3年1月11日)時短要請の協力金への申請を行っていません。													
	フリガナ								営業許可番号		許可証上部の番号を記載			
	施設名称 (店舗名等)								営業許可番号					
	施設の種類 (別表1から記入)		コード				施設の種類(具体的に記載してください)							
	所在地		〒 _____ ※番地や建物名まで記載してください。											
	所在地		京都市 _____ 区											
	通常の営業時間			: ~ :			⇒ ①時間短縮する場合 の営業時間			: ~ :			②終日休業する 場合は✓	
	<通常の営業日> ※前年の実績						<時短対応した期間>							
	2020年1月						2021年1月							
12	13	14	15	16	17	18	⇒	12	13	時短対応 した日数	→時短要請に応じた日(終日休業した日も含む)に「○」、定休日等の店休日に「定」を記入してください。(もともとも21時までに閉店する日は空欄) ※前年と定休日等の店休日異なる場合には、理由書(様式4)を提出してください。			
日	月	火	水	木	金	土		日	火				水	
<p>※1月12日(火)午前0時から1月13日(水)午後12時までの間、定休日等の店休日を除く全ての営業日において、連続して時短要請に応じていただく必要があります。</p> <p>準備の都合等特別な事情があり、1月12日(火)から時短要請に応じることが困難な場合は、その事情を以下の記載欄に記載してください。その場合も、遅くとも1月13日(木)午前0時から時短要請に応じていただかなければ対象になりません。</p>														
記載欄														

申請額 (1店舗当たり)	(日額)	(時短対応した日数)	4万円	×	日	=	万円
-----------------	------	------------	-----	---	---	---	----

【注】

- ・複数施設(店舗)を申請する場合は、「様式1-1」に各施設(店舗)に関する情報(1施設(店舗)につき1枚ずつ)を記入するとともに、添付書類(「別表3」⑦~⑭)の表紙として使用し、1施設(店舗)ごとに提出書類をまとめて提出するようにしてください。
- ・「〇〇屋四条店」など、どの施設(店舗)分か分かるように記載してください。

誓約書

私は、京都府が要請した飲食店等に対する営業時間短縮について、第2期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

記

- 第2期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給要項のⅡに定める支給要件を満たしていることを誓約します。
- 感染拡大予防に向けたガイドラインに基づく感染防止対策を実施しています。

①	次のいずれかにチェックをつけてください。 ※チェックがない場合は支給されません <input type="checkbox"/> 各業種別ガイドライン (ガイドライン名：_____) <input type="checkbox"/> 京都府「感染拡大防止ガイドライン（例）（標準的対策）」 <input type="checkbox"/> より一層安心・安全な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言（ガイドライン）
	② 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカーの交付を受けている場合はチェックをつけてください。 <input type="checkbox"/>

- 協力金の支給決定後、午後9時以降の営業など支給要件に違反する事実や申請書類の不正その他支給要件を満たさないことが発覚した場合は、協力金を返還します。
- 京都府から検査、報告又は是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 第2期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請書に記載した施設名称（店舗名等）を京都府のホームページに公表されることに同意します。
- 協力金事業を共同で実施する京都市との間で、情報が共有されることに同意します。
- 業種に係る営業に必要な許認可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています。
- 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。

また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していません。

令和 年 月 日

京都府知事 西脇隆俊 様

法人所在地又は
個人自宅住所 _____

法人名（法人のみ） _____

法人代表者職・氏名
又は個人氏名 _____

※ 法人の代表者又は個人事業主が自署してください（法人の場合は、代表者印の押印でも可）。

支払口座振替依頼書

令和 年 月 日

京都府知事 西脇隆俊 様

【申請者】法人所在地又は個人自宅住所

法人名 (法人のみ)

法人代表者職・氏名又は個人氏名

第2期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金については、以下の口座にお支払いください。

金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード
銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店 支店		
口座種別	口座番号 (右詰で記入)	口座名義 (カタカナ)	
1 普通 ・ 2 当座			

ゆうちょ銀行 希望の場合	通帳記号	口座種別	通帳番号
		1 普通 ・ 2 当座	
口座名義 (カタカナ)			

注1) 振込先の口座は、申請者ご本人名義の口座に限ります。
法人の場合は、当該法人の口座に限ります。

注2) 上記口座番号と口座名義 (カタカナ) が確認できる資料 (通帳の表紙裏 (口座名義がカタカナで記載されているページ) など) の写しを添付してください。

(記入例)

金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード
まゆまろ <small>銀行・信用金庫 信用組合・農協</small>	府庁 <small>本店 支店</small>	9 9 9 9	9 9 9
口座種別	口座番号	口座名義 (カタカナ)	
① 普通 ・ 2 当座	0 1 2 3 4 5 6	カ) キョウトサンギョウ	

理 由 書

前年と定休日等の店休日が異なる場合には、その理由を記載してください。

(理 由)

令和 年 月 日

京都府知事 西脇隆俊 様

法人所在地又は

個人自宅住所 _____

法人名 (法人のみ) _____

法人代表者職・氏名

又は個人氏名 _____

※ 法人の代表者又は個人事業主が自署してください (法人の場合は、代表者印の押印でも可)。

◆第2期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に関するよくある質問と回答

質問項目	回答
1 総論	
① 第2期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について教えてほしい	協力金に関するお問い合わせについては、「協力金コールセンター」までお願いします。京都府のホームページにも順次、詳細内容を掲載する予定です。 協力金コールセンター 電話：075-365-7780 (月～土 9:30～17:30 (日・祝は休み))
② 複数の店舗を経営している場合、各店舗とも協力金の支給対象になるのか。	協力金の支給要件を満たしている場合は、複数の店舗が対象になります。なお、提出された書類により支給要件を満たしているかどうか審査させていただいた上で支給を決定します。支給要件や提出書類の詳細は決まり次第、府のホームページ等を通じてお知らせします。
③ 前回の要請期間(12/21～1/11)から引き続き、時短対応を行う場合、1/12から時短対応しなければ、協力金の支給対象にならないのか。	感染拡大防止のため1/12から時短の取組をお願いします。準備の都合上、特別な事情があり、1/12から時短に取り組むことが困難な場合であっても、遅くとも1/13(水)0:00から時短対応を行っていただくことが必要です。
④ 前回の要請(12/21～1/11)に応じて時短を行っていなかったが、今回の要請(1/12～1/13)から時短対応を行う場合、1/12から時短対応しなければ、協力金の支給対象にならないのか。	
2 支給要件に関すること	
① 「中小企業」とは、どのような企業を指すのか。	株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社のいずれかのうち、次のどちらかの条件を満たすものを「中小企業」とします。詳細は決まり次第、府のホームページ等を通じてお知らせします。 ① 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下 ② 常時使用する従業員の数が50人以下
② 親会社が大企業である中小企業が経営する飲食店は対象になるのか。	次のいずれかに該当する中小企業(みなし大企業)は対象外とします。詳細は決まり次第、府のホームページ等を通じてお知らせします。 ① 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が有している中小企業 ② 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が有している中小企業 ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
③ 遅くとも1月13日(水)までに時短営業に取り組まなければ協力金の対象にはならないとは、具体的に何日の何時のことか。	1月13日(水)の0時です。したがって、1月12日(火)夜の営業は24時までに閉店していただく必要があります。
④ 時短営業ではなく、終日休業した場合は協力金の対象になるのか。	元々、21時以降も営業されている酒類を提供する飲食店等が、時短ではなく終日休業された場合で、協力金の支給要件を満たしている場合は対象となります。なお、提出された書類により支給要件を満たしているかどうかを審査させていただいた上で支給を決定します。
⑤ もともと平日は21時に閉店、土日は22時に閉店していた酒類を提供する飲食店の場合、土日の営業を21時までに短縮すれば、協力金の対象となるのか。	酒類を提供する飲食店が、もともと22時に閉店していた土日の営業を21時までに短縮し、期間を通して21時までに閉店すれば協力金の支給対象になります。この場合、協力金の算定対象は「時短をされた土日」になります。なお、提出された書類により支給要件を満たしているかどうかを審査させていただいた上で支給を決定します。
① 以前は21時以降も営業していたが、コロナの影響により最近では21時に閉店していた場合は、対象にならないのか。	酒類を提供する飲食店等が、コロナの影響以前に21時以降まで営業されており、コロナの影響以後に21時までに時短された場合は対象になります。昨年の同時期における営業実態や、直近の営業実態をはじめ、支給要件を満たしているかどうか提出書類をもとに審査をさせていただいた上で支給を決定します。
② コロナの影響で要請前から休んでいる場合は、支援給付金の対象になるのか。	令和2年11月から令和3年1月の間に全く営業した実績がない場合は、対象となりません。
4 申請方法等に関すること	
① 今回の要請(1/12～1/13)の協力金の申請は、前回の要請(12/21～1/11)の協力金とは別に申請する必要があるのか。	そのとおりです。前回に申請された場合でも、今回分を改めて申請してください。
② 前回申請した場合、今回の申請では提出資料を省略することはできるのか。	直近の状況を確認する必要があるため、前回と同様の資料の提出をお願いします。
③ 前回と今回の協力金を申請した場合、2回に分けて支給されるのか。それとも、まとめて支給されるのか。	前回と今回のそれぞれの審査が完了次第、それぞれに支給します。

質問項目		回答
④	「通常の営業時間」とは、いつの時点の営業時間を記載すればよいですか？	コロナの影響を受ける前の営業時間を記載してください。
⑤	不定休の場合は、どの日が協力金の対象となるのか。	21時以降も営業している飲食店等が、要請に応じて、時短や休業された日が対象になります。昨年の同時期における営業実態や、直近の営業実態をはじめ、支給要件を満たしているかどうか提出書類をもとに審査をさせていただいた上で支給を決定します。
⑥	協力金は、申請してから何日後に支給してもらえるのか。	できるだけ速やかな支給に努めます。申請書類の不足や記入漏れがある場合はその確認に時間を要するため、直近の月締め帳簿や時短要請に応じたことが分かる資料の写し（貼り紙、ホームページ等）など、「申請に必要な書類」を整えておいていただきますようお願いします。
5 提出書類に関すること		
①	要請以前は、通常21時以降も営業していたことがわかる書類は、何を提出すればよいですか。	要請以前の営業時間が記載された看板や店内掲示の写真、パンフレットや名刺、ホームページやSNS、従業員のシフト表の写し等をご提出ください。
②	要請期間中に、時短営業に取り組んだことがわかる書類は、何を提出すればよいですか。	お客様へ営業時間変更のお知らせをされたことが分かる資料をご提出ください。【例】店内外にお知らせの貼り紙を掲示されたことが分かる写真、ホームページやSNSでの案内のコピー等 ※できる限り時短の期間と閉店時間がわかるようお願いします。
③	酒類を提供していたことの証拠書類として、店名の記載がないメニューや納品書でも構いませんか。	申請される店舗のものであることが分かるメニューの写真や酒類の納品書、伝票、請求書の写し等、それぞれのお店の営業実態に合わせて酒類を提供されていることが分かる資料をご提出ください。
6 業種別ガイドラインやステッカーに関すること		
①	「業種別ガイドライン等に基づき感染防止の取組をしていること」とは具体的にどのようなことか。	次のいずれかのガイドライン等に沿って、感染防止の取組をしていることをいいます。 (1)各業種別ガイドライン（内閣官房HP） https://corona.go.jp/prevention/ (2)京都府「感染拡大予防ガイドライン(例)（標準的対策）」（京都府HP） http://www.pref.kyoto.jp/documents/guideline_rei_2.pdf (3)より一層「安心・安全」な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言(ガイドライン)（京都市観光協会HP） https://www.kyokanko.or.jp/wp/wp-content/uploads/kansensyo-taisaku-guidelines.pdf
②	「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」の交付を受けていることは必要ですか。	感染拡大予防ガイドライン等に沿って、感染防止の取組を行うことが要件であり、感染拡大予防対策をいただいているステッカー交付事業所（店舗等）を協力金の要件としています。ただ、ステッカーの交付を受けていなくても、次のいずれかのガイドラインに沿った対策をいただいていることが確認出来れば構いません。 (1)各業種別ガイドライン（内閣官房HP） https://corona.go.jp/prevention/ (2)京都府「感染拡大予防ガイドライン(例)（標準的対策）」（京都府HP） http://www.pref.kyoto.jp/documents/guideline_rei_2.pdf (3)より一層「安心・安全」な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言(ガイドライン)（京都市観光協会HP） https://www.kyokanko.or.jp/wp/wp-content/uploads/kansensyo-taisaku-guidelines.pdf
③	「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」はどこに行けばもらえますか。	まず、業種別ガイドライン等に基づき感染防止の取組をいただいた上で、WEB申請か窓口申請していただく必要があります。 https://www.kyotokaigi.com/ (1)WEB申請 ※申請後にメールにてステッカー画像が送付されます (2)窓口申請 ※事前にステッカーの在庫有無や受付時間等をご確認ください
④	業種別ガイドライン等に基づき感染防止の取組をしているが、ステッカーの交付を受けていない。何をもちて証明するのか。	誓約書において、感染防止の取組をしている旨、誓約していただきます。
7 その他		
①	協力金と他の助成金等（雇用調整助成金【国】、持続化給付金【国】、家賃支援給付金【国】、再出発補助金【府】等）の両方を受給することができるのか。	他の助成金等の受給を受けていても、協力金の申請は可能です。

提出書類のチェックリスト

（書類もれや記入もれがないようにお願いします）

	確認	提出書類名（詳細は6ページをご覧ください）
申請者に関する書類	①	第2期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請書（様式1、様式1-1）
	②	誓約書（様式2）
	③	支払口座振替依頼書（様式3）
	④	口座番号と口座名義（カタカナ）が確認できる資料の写し（通帳コピーなど）
	⑤	本人確認書類の写し（運転免許証など）
	⑥	直近の確定申告書の写し
施設に関する書類	⑦	風俗営業許可証、又は、飲食店営業許可証の写し
	⑧	施設（店舗）の外観（屋号が分かるもの）の写真
	⑨	施設（店舗）の内観（店内の様子が分かるもの）の写真
	⑩	直近の月締め帳簿（令和2年11月、12月、令和3年1月のいずれかの月分）
	⑪	通常午後9時以降も営業していたことが分かる資料の写し
	⑫	時短要請に応じたことが分かる資料の写し
	⑬	酒類を提供していることが分かる資料の写し
	⑭	理由書（様式4） ※前年と定休日等の店休日が異なる場合のみ提出

※複数店舗を申請される場合は、店舗ごとに様式1-1と⑦～⑭をまとめて提出してください。

【宛先】 〒603-8799 京都北郵便局留

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事務局

※必ず「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で郵送してください。

※緊急事態措置協力金（1/14～2/7分）の申請書と同時に送付される場合、同じレターパックに同封することにより、緊急事態措置協力金の添付書類の一部を省略することができます。詳細は「京都府緊急事態措置協力金支給要項」をご覧ください。